議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

議

員

員

員

員

副議長

長

員

員

員

員

議

平成17年1月12日現在

西村

箕矢

安田

田渕

影山

竹仲

角田

高塚

野坂

勝部

大森

大松

中田

景山

奥野

大江

田邊

森谷

入江

柳清

浦部

田中

西郷

下村

小笠原義雄

長谷川和幸

幅田千富美

長谷川

会

(任期:平成17年1月1日~平成17年4月30日)

忠

静人

直之

章人

一郎

満

純

禮二

明典

博史

英一

稔明

壽國

隆範

弘

曻

淳

公教

正美

茂郎

要右

宏

盟

員

(坂長)

(栃原)

(大殿)

(岩立)

(大殿)

(須村)

(丸山)

(大殿)

(大殿)

(岸本)

(遠藤)

(三部)

(宇代)

(福島)

(大殿)

(岸本)

(大殿)

(富江)

(大倉)

(宮原)

(福岡)

(古市)

(金屋谷)

(溝口)

(二部)

(大坂)

(久古)

(真野)

町

長 西 氏を選出



会が一月十二日成十七年第一日 長に箕矢静人氏 (伯耆町栃原) 忠氏(伯耆町坂長)、 がそれぞれ選ばれました。 で開かれ、 耆町農村環境改善センター か一月十二日(十十七年第一回町2日番町の初議会-初代議長に西村 副議

旧二町の議会議員といいての在任に関する特例を適用し、の特例に関する法律第七条は二十八人。市町村の合併は二十八人。市町村の合併 ののた。

(ボ) 、伯 (戦会臨時 (おる平

また、今回の臨時会では、 の専決処分や、平成十六年 度伯耆町一般会計暫定予算 度的者町一般会計暫定予算 はか十五件の暫定予算の専 決処分等について審議が行 かれ、いずれも原案のとお

っています。 引き続き在任することにな平成十七年四月三十日まで

定数は十 - 六人。在任特例が伯耆町議会議員の

> る予定となっています。町初の町議会選挙が行わ終わる今年四月には、伯 わ伯

れ耆



を行うもの。事後、議会に報告し、承認を得るものとされている。(いとま)がないと認めるときなどにおいて、市町村長が議会に代わって決定議会が議決すべき案件(条例など)について、市町村長が議会を招集する暇専決処分とは

暫定予算とは

算が成立したときには暫定予算は失効し、本予算に吸収される。ない場合に、一定期間分の必要最小限の予算について定める予算のこと。本来、予算は会計年度開始前に成立する必要があるが、何らかの理由では 理由で成立し 本予

の議員として在任するこれでは、協議により、今市町村の合併の特例に関在任に関する特例とは |議員として在任することを認める規定のこと。||ては、協議により、合併後二年を越えない範囲で引き続き合併市町村の議会||町村の合併の特例に関する法律第七条で、合併関係市町村の議会の議員につ

H 決された主な議案

めることについて 専決処分事項の承認を求

の規定により処分したこと自治法第百七十九条第一項定めることについて、地方める条例ほか百七十四件を 伯耆町役場の位置を定 承認されました。

が報告、

承認されました。

の規定により処分したことの規定により処分したこと次の暫定予算について地方次の暫定予算について地方で予算を定めることについて、定予算を定めることについて、

定予算 国民健康保険特別会計暫

老人保健特別会計暫定予

算

水道事業会計暫定予算

定予算 簡易水道事業特別会計暫

一般会計暫定予算

計暫定予算 農業集落排水事

計暫定予算 **ず業特別** 会

小規模集合排 水事業特別

会計暫定予算

暫定予算 公共下水道事業特別会計

浄化槽整備事業特別会計

有象 議席番号順(議長、副議長を除く) 敬称略、()内は住所の大字名

暫定予算

特別会計暫定予算 住宅新築資金等貸付事業

有線テレビ放送特別 会計

別会計

語定予算

小野地区専用水道事業特

別会計暫定予算

丸山地区専用水道事業特

暫定予算

小規模水道事業特別会計

町営公園墓地事業特別会